

新型コロナウイルス感染症の発生により売り上げ等に
影響を受けた野菜・花き・果樹・茶の次期作に向けた取組に対し交付金が支払われます。

【国直接採択事業：高収益作物次期作支援交付金】

生産性又は品質向上、土づくり等の作柄安定、需要促進などの取組みに助成

【助成概要】

(1)次期作に向けた需要対応生産支援メニュー 2つ以上の取組を実施すると減収額を超えない範囲で5万円/10aを交付します。

(施設花き等：80万/10a、施設果樹：25万/10a(施設等条件あり))

《取組例》 栽培技術の転換に必要な肥料・農薬等の導入+作柄安定のための排水対策の実施

(2)新たな需要促進に向けた需要促進支援メニューの 取組を実施すると取組類型ごとに2万円/10aを交付します。(最大3取組類型：2万円×3)

《取組例》 需要開拓による販路の変更+GAPの認証取得に向けた取組

(3)花きや茶などを厳選して出荷する取組に 2,200円/1人・1日を交付します。(最大90日)

《取組例》 産地の取り決めに基づき、芽かき、摘花等を徹底し高品質な花きを出荷

【支援対象】

支援対象者： 令和2年2～4月までの間に出荷実績がある農業者又は廃棄等により出荷できなかった農業者です。

※収入保険、農業共済等に参加又は今後確実に加入する意向確認が必要です。

対象品目： 令和2年2～4月までに出荷実績がある野菜、果樹、花き、茶のうち出荷期間を通じた **売上が前年より減少した品目** です。

【申請期間・申請書類】

(申請期間) 令和2年11月2日(月)～11月16日(月)まで (第3次申請分)

(必要書類) ①別途定める様式(市HP掲載、その他国HPを参照)

②売り上げが確認できる書類(販売伝票、販売実績など)

今年作分：令和2年2月～出荷を終えた月まで

(出荷が続いている場合は売上が確認できる直近月まで)

前年作分：今年作と同時期を基本とします

③農地基本台帳

④水稻生産実施計画書兼営農計画書

⑤申請者と農地の所有者が異なる場合は、申請者の身分証明書

⑥印鑑

申請を希望される方、その他詳細については、下記までお問い合わせください。

【大田原市農政課】
大田原市本町1丁目4-1
☎0287-23-8292

【大田原市農業再生協議会】
大田原市浅香1丁目2-32
JAなすの大田原支店2階
☎0287-23-4921

※施設花き等、施設果樹を除き、中山間地域の交付額は1割増です。

(1)次期作に向けた需要対応生産支援メニュー(下記ア～オに定める①～③の10の取組項目)のうち、2つ以上の取組に対し、5万円/10aを交付

80万円/10a(施設花き等)※施設等条件あり

25万円/10a(施設果樹) ※施設等条件あり

○交付額上限 減収額を超えない範囲

○1ほ場につき1回限りの交付

ア 生産・流通コストの削減に資する取組

- ① 機械化体系の導入(購入、レンタル、リース)
- ② 集出荷経費の削減に資する資材の導入(大型コンテナ、通い容器等の導入)

イ 生産性又は品質向上に要する資材等の導入に資する取組

- ① 品目・品種等の導入(栽培技術の転換等)
- ② 肥料・農薬等の導入(栽培技術の転換に必要な資材導入等)
- ③ かん水設備等の導入(品質向上に必要な機器等の導入)

ウ 土づくり・排水対策等作柄安定に資する取組

- ① 土壌改良・排水対策の実施(作柄安定に資する対策の実施等)
- ② 被害防止技術の導入(作柄安定に資する資材等)

エ 作業環境の改善に資する取組

- ① 労働安全確認事項の実施(講習会の受講等)
- ② 農業機械へ安全装置の追加導入、ほ場環境改善・軽労化対策の導入

オ 事業継続計画の策定の取組

- ① 事業継続計画の策定等

(2)新たな需要促進に向けた需要促進支援メニュー(下記ア～ウに定める①～③の9つの取組項目のうち、1つの取組に対し、2万円/10aを交付(最大3取組類型:2万円×3)

○ア～ウの各取組類型ごとに1ほ場につき1回限りの交付

ア 新たに直販等を行うための HP 等の環境整備の取組

- ① 新規契約の締結
- ② 追加契約の締結
- ③ 需要開拓による販路の変更

イ 新品種・新技術導入等に向けた取組

- ① 県知事が定める新品種の導入(※いちご、うど、にら、りんどう、あじさい)
- ② 県知事が定める新技術の導入

ウ 海外の残留農薬基準への対応又は有機農業、GAP 等の取組

- ① 残留農薬基準等への対応
- ② GAPの認証取得に向けた取組
- ③ MPS(花き生産総合認証)の取得に向けた取得